

公立保育園の認定こども園化について

20 地区において幼児教育の機会を、持続的に提供するよう、公立保育園の全園を「保育所」から「保育所型認定こども園」へ移行する。

- ・ 移行時期 令和 4 年 4 月 1 日から
- ・ 対象施設 全 16 園
- ・ 信州やまほいく認定は、全園が引き継ぐ

1 第二期子育て応援プラン上の位置づけ（令和 2～6 年度）

- ・ 第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開（保育所の在り方方針）
  - ア 全地区（20 地区）において、11 時間以上の保育サービスがあるまちを目指します
  - イ 全地区において、3 歳未満児を家庭で養育しながら、3 歳以上児が無償で幼児教育施設へ通えることができるまちを目指します
  - ウ 乳児・3 歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します
  - エ 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします
  - オ 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりサポートします

・ イの具体的な取り組み

- ・ 20 地区において、家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、地元小学校区（学区外も可）で就学前 3 年間の幼児教育を受けられるまちづくりを推進します。公立保育所では保育要件を必要としない「保育所型認定こども園」への移行を目指します。

2 認定区分について

認定区分	内 容	利用できる施設
1 号認定 (以上児)	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2 号認定子ども以外のもの	認定こども園 幼稚園
2 号認定 (以上児)	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、 「保育を必要とする事由」に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3 号認定 (未満児)	満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、 「保育を必要とする事由」に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業所 (事業所内保育所)

※「保育を必要とする事由」… 就労、産前産後、疾病・障がい、0 歳児養護等

3 認定こども園化によるメリット

- ・ 1 号認定が受入可能となり、保護者の勤務形態や就労の有無に関わらず、3 歳以上児が地元の保育園へ通える。(アフターコロナの多様な暮らし方(働く環境の選択)に対応できる。)
- ・ 3 歳未満児を家庭で養育したい家庭が、3 歳未満児を家庭で養育していても、3 歳以上児は地元の保育園に通える。(3 歳未満児保育のニーズの上昇を一定程度抑制できる。)
- ・ これまでの私的契約児が子ども・子育て支援法の適用児童となり、保護者の経済的負担の軽減につながる。

4 1号認定の受入について

(1) 定員枠 令和3年4月現在の2号認定(3歳以上児)の1割程度で設定

※3歳以上児の入所については弾力的に運用

(2) 教育時間と保育時間

区 分		7:30	8:00	9:00		15:00	16:00		18:30
1号認定	保育・教育標準時間								
2・3号認定	保育短時間								
	保育標準時間								

※保育要件不要(1号認定)、保育要件必要(2号・3号認定)

※1号認定(月曜日～金曜日) 保育・教育標準時間(9:00～15:00)

5 その他

(1) 私的契約の場合の利用料(公立保育園)【子ども・子育て支援法施行細則】

児童の年齢区分	保育時間	月額利用料(円)
4歳以上児	保育標準時間相当	37,620
	保育短時間相当	31,570
3歳児	保育標準時間相当	42,020
	保育短時間相当	35,970

※参考) 令和2年度決算額 4人 557,920円

(2) 認定こども園化によるメリット(例)

1～2歳児を家庭で養育しながら、3歳以上児を保育園への入所を希望した場合

★現行(保護者の選択肢)

ケース① 幼保連携型認定こども園への転園

ケース② 保育園の途中退所

ケース③ 私的契約(例: 3歳児・保育短時間 利用料: 月額35,970円)

ケース④ 保護者の就労 + 下のお子さん(3号認定) 保育園への入所

★認定こども園化以降

2号認定から1号認定に切り替え

→ これまで通い慣れた園で、引き続き、無償で幼児教育施設に通える

3号認定(3歳未満児保育)の保育の受皿の確保にも繋がる

(3) 民間施設の動向等

・令和4年4月 明星保育園 保育所型認定こども園へ移行予定

・令和5年4月 風越保育園・羽場保育園 幼保連携型認定こども園へ移行予定

・令和5年4月 飯田中央保育園・育良保育園 保育所型認定こども園へ移行予定

6 スケジュール

(1) 保護者説明(各園個別) 9月4日(土)～9月25日(土)

(2) 社会福祉審議会児童福祉分科会協議 9月30日(木)

(3) 認可(承認)申請手続き

認可(承認)予定日 令和4年3月

(4) 条例改正等 12月議会上程(予定)